

「住んでよし しずおか木の家推進事業」のご案内

◎品質の明らかなしずおか優良木材等を使って、木造住宅を新築・増改築する方や、住宅をリフォームする方に助成します。

1 募集内容

- **募集期間: 4月1日～2月22日** (2月22日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで)
※予算の範囲内において先着順です。※当日の消印有効

しずおか優良木材等使用量	新築・増改築				リフォーム	
	2～10㎡未満	10～15㎡未満	15～20㎡未満	20㎡以上	仕上材 10～20㎡未満	仕上材 20㎡以上
助成額	6万円	13万円	21万円	30万円	5万円	10万円

- **募集棟数** 1,000棟程度

2 応募条件

次の条件をすべて満たす場合に、応募できます。

【共通の条件】

- (1) **自らが居住するために、静岡県内において木造住宅を取得(新築・増改築)すること。または、住宅をリフォームすること。**
(店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分を対象とする。)
- (2) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が**3月8日まで**であること。
- (3) 施工者は、県内に事業所又は営業所を有する建築業者等であること。
- (4) 新築・増改築する住宅、もしくはリフォームの設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。
- (5) **アンケートや住宅見学会開催に協力できること。**

【新築・増改築する場合】

- ・使用する木材のうち、**50%以上**が「しずおか優良木材等」であること。

※【算定方法】しずおか優良木材等の使用量(単位:㎡)を、延床面積(単位:㎡)に0.2㎡/㎡を乗じて得られる数値で除して得られる数値が0.5(50%)以上であること。

例) 延床面積 100㎡の場合 ●木材総使用量 100㎡×0.2㎡/㎡=20㎡ ●しずおか優良木材等使用量=20㎡×50%=10㎡以上

※しずおか優良木材等とは... ●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品又は同会が個別に認証した製品

●静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明されたJAS・JIS製品のうち要領に定めるもの

【リフォームする場合】

- ・仕上材に、「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。

3 応募方法

下記期限まで(製品認証が必要な場合は1ヶ月前まで)に、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。(最終面参照)

提出書類	注文住宅の場合	建売住宅の場合	リフォームの場合
(1) 補助金交付申請書(注文:様式第4号、建売:様式第5号、リフォーム:様式第6号)	●	●	●
(2) しずおか優良木材製品認証申請書(様式第8号)	●※1		●※1
(3) しずおか優良木材製品品質管理票(様式第9号)	●※1		●※1
(4) 木びろい表(新築・増改築:様式第16号、リフォーム:様式第17号)	●		●
(5) 現地案内図、各階平面図(写)(リフォームは、施行箇所平面図)	●		●
(6) 建築確認済証(写)又は建築工事届出書(写)	●		
(7) しずおか木の家証明書(写)(様式第3号)		●※2	
(8) 売買契約書(写)と写真(全景)		●	
(9) 請求書(様式第13号)		●	
(10) 工事請負契約書(写)			●
書類提出期限	上棟の2週間前	購入後1ヶ月以内	工事着工の2週間前

※1 しずおか優良木材認証審査会が個別に製品を認証する場合に必要な書類です。

※2 建売住宅を購入する場合、応募条件を満たしていれば助成の対象となりますので、販売業者から「しずおか木の家証明書(写)」をもらってください。

申請から支払いまでの流れ



申請に必要な書類(様式)は、しずおか優良木材供給センターホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.s-kenmori.net/swood/hozyokinannai/hozyokinnannai1.html>